

定価消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第二十七号

平成十七年

五月十一日

水曜日

## 目次

### 規則

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第四十一号

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年五月十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例施行規則(平成六年山梨県規則第三十七号)

の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(利用料金の減額等)

**第三条** 条例第十条第四項の規則で定める場合は本県の地場産業の振興及び文化の向上のため知事が特に必要と認める場合とし、減額し、又は免除することができる額は知事が相当と認める額とする。

### 附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番